島根県ものづくり企業脱炭素化計画策定モデル事業実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、県内中小製造事業者のCO2等排出量診断や計画策定等のモデル的取組事例の創出を目的として行う、島根県ものづくり企業脱炭素化計画策定モデル事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条 この要領において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 省エネ診断事業者（以下「診断事業者」という。）

省エネルギー対策や脱炭素対策等に関する知見及びノウハウを持つ事業者で、本事業の趣旨を理解し、第５条の規定により登録された者。

二 省エネ診断受診事業者（以下「受診事業者」という。）

省エネ診断の実施を希望する事業者で、第11条の規定により申請する者。

三 省エネ診断

診断事業者が受診事業者の事業所へ訪問し、診断事業者による電気やガス等の計測、分析を伴うエネルギーの見える化、調査等を踏まえた運用や設備等の改善提案、診断結果報告書の作成、診断結果の報告会等を実施し、受診事業者の計画策定の支援を実施すること。

（診断事業者の責務）

第３条 診断事業者は次の各号に従って省エネ診断を実施しなければならない。

一 この実施要領、県と締結する契約書及び仕様書等の内容を十分に理解した上で省エネ診断を実施すること。

二 県と省エネ診断業務にかかる契約書の締結後、省エネ診断業務が契約期間内に完了するように、診断スケジュールを調整し管理すること。

三 受診事業者のエネルギーの使用状況や設備仕様及び稼働状況等を踏まえ、計測、分析を伴うエネルギーの見える化、調査等を踏まえた運用や設備等の改善提案、診断結果の報告会等を実施し、受診事業者の計画策定の支援を行うこと。

四 具体的かつ分かり易い省エネ診断結果報告書を作成すること。

五 受診事業者に対して、診断結果及び改善提案等に係る報告会を開催すること。

（診断事業者の要件）

第４条 診断事業者となるための要件は、次に掲げる各号の全てに該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの事業において、エネルギー使用量等の計測、分析を含む省エネ診断の実績が、過去３年以内に合計２回以上あること。

ア　省エネお助け隊省エネ診断、省エネ支援（経済産業省地域プラットフォーム構築事業）

イ　省エネ最適化診断、ＩоＴ診断（一般財団法人省エネルギーセンター）

ウ　省エネルギー診断事業（島根県中小企業団体中央会）

エ　脱炭素化に係る排出量診断及び取組支援業務（島根県）

オ　その他、上記と同等であると県が認める省エネ診断

二 第８条の規定により登録を取り消された場合にあっては、登録を取り消された日から２年を経過していること。

三 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（診断事業者の登録）

第５条 診断事業者となることを希望する者は、省エネ診断事業者申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

（登録等の通知）

第６条 知事は、前条に規定する申請書が提出されたときは、第４条の規定に基づきその登録の可否を決定し、その旨を前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

２ 診断事業者の登録期限は、前条に基づく申請のあった年度の３月末日とする。

（登録届記載事項の変更）

第７条 診断事業者は、登録届の記載事項に変更が生じた場合は、省エネ診断事業者記載事項変更届（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第８条 知事は、診断事業者が第４条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他診断事業者として適当でないと認められる事由が生じたときは、登録を取り消すことができる。

（登録の辞退）

第９条 診断事業者は、知事に省エネ診断事業者辞退届（様式第３号）を提出することにより、診断事業者の登録を辞退することができる。ただし、真にやむを得ない場合を除き、本事業に基づき県から省エネ診断を委託されている者は、当該委託契約完了後でなければ辞退することができない。

　（受診事業者の要件）

第10条 受診事業者となるための要件は、次に掲げる各号の全てに該当することとする。

一 県内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に定める中小企業者のうち、製造業を営む事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。

　ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ　ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

二 第４条第１項第３号に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

三 本事業の内容と成果について、受診事業者の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いたうえで、受診事業者の承諾のうえ、県の広報等に利用できること

（省エネ診断の申請）

第11条 省エネ診断の実施を希望する受診事業者は、省エネ診断申請書（様式第４号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。ただし、申請は同一年度１回限りとする。

（省エネ診断の選定）

第12条 知事は、前項の申請書を提出した受診事業者に、希望する診断内容、日程、診断事業者選定に係る意見等を確認のうえ、診断事業者を選定する。

（診断の委託及び実施）

第13条 省エネ診断は、県が前条で選定した診断事業者に業務委託して実施するものとする。

２ 診断事業者は、前項に規定する業務を受託後、受診事業者と本業務にかかる必要事項の調整等を行った上で、業務を行うものとする。

（状況報告）

第14条 知事は、診断事業者に、省エネ診断の状況について、報告を求めることができるものとする。

（診断報告）

第15条 診断事業者は、省エネ診断結果の報告書を作成し、受診事業者及び県に対して報告会を開催するものとする。

２ 知事は、受診事業者に対して省エネ診断の受診後に、報告書に記載された対策の実施

状況等について、必要な調査を実施することができる。

（守秘義務）

第16条 県及び診断事業者は、本事業の実施における調査、会議、意見交換、受領又は閲覧した資料等により知り得た情報について、受診事業者の承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、かかる情報には、情報取得時に既に公知であったもの、情報取得時に既に所有していたもの、情報取得した者の責めに帰すべき事由によらず公知となったものについて、客観的に立証できるものは含まない。

２ 県は、本事業の内容と成果について、受診事業者の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いたうえで、受診事業者の承諾のうえ、広報等に利用することができる。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は令和６年４月２４日から施行する。